

再加入時の引込工事負担金免除 「廃止」→「新規」（再加入）

①廃止届を提出

令和6年1月1日から令和6年12月31日までに廃止届を提出した者



②新規申し込み（再加入）

①の者で令和8年12月31日までに新規申込をした者

<対象要件>

- ・ 廃止時の加入者であること
- ・ 七尾市内でケーブルテレビに加入可能な場所
※廃止時と同じ場所ではなくとも可
- ・ 廃止前と同一サービスに限る

廃止したサービス ※令和6年12月31日まで	再加入したサービス ※令和8年12月31日まで	引込工事負担金 変更前→変更後
テレビ単独 または インターネット単独	同一サービス (例:テレビ→テレビ)	30,000円→無料
	異なるサービス (例:テレビ→インターネット)	30,000円
	テレビ・インターネット同時	50,000円→30,000円
テレビ・インターネット 同時	テレビサービス	30,000円→無料
	インターネットサービス	30,000円→無料
	テレビ・インターネット同時	50,000円→無料